

生活衛生営業者の皆さまへ



お困りのことがあれば
専門家が
お手伝いします

相談は無料です

対象者 (次の営業を営む方)

- | | | |
|-------------|---------------|-------------------------|
| 1. 理容店 | 7. 簡易宿泊所 | 13. めん類店(そば・うどん店) |
| 2. 美容店 | 8. 下宿営業 | 14. 中華料理店 |
| 3. 興行場(映画館) | 9. 食肉販売店 | 15. 社交業(スナック・バーなど) |
| 4. クリーニング店 | 10. 食鳥肉販売店 | 16. 料理店(料亭など) |
| 5. 公衆浴場(銭湯) | 11. 冰雪販売業(氷屋) | 17. 喫茶店 |
| 6. ホテル・旅館 | 12. すし店 | 18. その他の飲食店(食堂・レストランなど) |

相談項目

融資・経理・税務・労務・経営 その他

受付期間

令和7年
11月28日(金)まで



(公財) 青森県生活衛生営業指導センターとは

「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」(略して生衛法)により青森県知事から指定された公益法人で(都道府県に各1カ所)、生活衛生営業の健全化を通じて、衛生水準の維持向上を図ると共に、生衛業を利用する消費者の利益を擁護するため活動しています。(昭和58年3月31日設立)

お申し込み先

(公財) 青森県生活衛生営業指導センター

〒030-0812 青森市堤町 2-16-11 理容会館 1 階

TEL 017-722-7002 FAX 017-722-7025

E-mail aomoricenter@seiei.or.jp ホームページ <https://www.seiei.or.jp/aomori/>





電話でのお申込も受付けております。TEL 017-722-7002

フリガナ	
お 名 前	
ご連絡先	
ご 住 所	
業 種 名	
組合への加入	☐ 加入している ☐ 加入していない

【お問合せ項目】 相談・指導の項目（該当するものに○を記入）

国、都道府県及び市区町村が実施する 支援施策の利用・申請等の相談	☐	税制活用に関する相談	☐
生活衛生貸付等融資の利用の相談	☐	事業承継に関する相談	☐
デジタル化対応に関する相談	☐	エネルギー、物価高騰等 その他経営に関する相談	☐